

工事写真の小黑板情報電子化

- (a) デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が監督職員へ小黑板情報電子化の実施を申し出、監督職員の承諾を得たうえで実施するものとする。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- (b) デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」とする。)は、受注者にて調整する。
- (c) 調達する使用機器については、営繕工事写真撮影要領2.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また請負人は監督員に対し、工事着手前に当該工事での使用機器について掲示するものとする。

(参照) 営繕工事写真撮影要領

URL「https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000030.html」

(参照) 使用機器の事例「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

- (d)(c)に示す小黑板情報の電子的記入については、写真編集には該当しない。
- (e)小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黑板情報電子化写真」とする。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。
- また、納品時に、受注者は
- URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提示するものとする。
- なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。